

鳥取県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
豊川 優成	鳥取市古海750-5	豊川整骨院	鳥取市古海750-5	平成23年5月23日